

陸上自衛隊島松駐屯地苗穂分屯地

対象防衛関係施設 の所在地	北海道札幌市 東区	苗穂町七丁目一番一号
対象防衛関係施設 の区域	北海道札幌市 東区	苗穂町七丁目及び八丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設 周辺地域	北海道札幌市 中央区	大通東十一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から十四丁目まで、北一条東十一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から十九丁目まで、北二条東十一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から二十丁目まで及び北三条東十丁目（次の図面に示す部分に限る。）から十五丁目まで並びに大通東十一丁目から十四丁目まで、北一条東十一丁目から十九丁目まで、北二条東十一丁目から二十丁目まで及び北三条東十丁目から十五丁目まで以外の次の図面に示す地域
	北海道札幌市 東区	雁来町、北四条東十一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から十六丁目まで、北五条東十一丁目から十七丁目まで、北六条東十二丁目から二十丁目まで、北七条東十二丁目から二十丁目まで、北八条東十二丁目（次の図面に示す部分に限る。）から十九丁目まで、北九条東十二丁目（次の図面に示す部分に限る。）から十六丁目まで、北十条東十三丁目（次の図面に示す部分に限る。）から十七丁目まで、北十一条東十四丁目（次の図面に示す部分に限る。）から十七丁目まで、北十二条東十六丁目及び十七丁目、苗穂町一丁目から十六丁目まで、東雁来一条一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、東苗穂一条一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、東苗穂二条一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、伏古一条二丁目（次の図面に示す部分に限る。）から五丁目まで、伏古二条三丁目から五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、本町一条一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から十一丁目まで並びに本町二条一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から十一丁目まで
	北海道札幌市 白石区	菊水七条一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、菊水八条一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、菊水九条一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、菊水上町（次の図面に示す部分に限る。）、菊水上町一条一丁目から四丁目

	<p>(次の図面に示す部分に限る。)まで、菊水上町二条一丁目から四丁目(次の図面に示す部分に限る。)まで、菊水上町三条一丁目から三丁目(次の図面に示す部分に限る。)まで及び四丁目(次の図面に示す部分に限る。)、菊水上町四条一丁目から四丁目(次の図面に示す部分に限る。)まで、菊水元町、菊水元町一条一丁目から三丁目まで、菊水元町二条一丁目から三丁目(次の図面に示す部分に限る。)まで、菊水元町三条一丁目及び二丁目(次の図面に示す部分に限る。)、菊水元町四条一丁目(次の図面に示す部分に限る。)、菊水元町五条一丁目(次の図面に示す部分に限る。)並びに米里(次の図面に示す部分に限る。)</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>	

陸上自衛隊島松駐屯地苗穂分屯地周辺地域 (北海道札幌市東区苗穂町7丁目1番1号)



この地図は、縮尺2万5000分の1の地形図相当の誤差を有しております。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域



対象施設周辺地域

